

広島県告示第七百三十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、平成二十九年一月四日までの間、縦覧に供する。

平成二十八年十二月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

四三二二号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考	
	新	旧				
世羅郡世羅町大字賀茂字栗宗一七六九番一地 先から 三原市大和町萩原字日野女三四番四地先まで		八・二〇〇 三・七〇	一〇・四〇〇 二三・一〇〇	二五三・一〇	二五五・一〇	拡幅 津口国兼線と 一部重複